

江別市火災予防規則【抜粋】

(昭和 5 1 年規則第 4 2 号)

(命令を発した場合における公示の方法)

第 2 条の 2 消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 1 条の市長が定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 江別市公告式条例(昭和 25 年条例第 14 号)に定める方法
 - (2) 消防庁舎の掲示場への掲示
 - (3) 市のホームページへの掲載
- 全部改正〔平成 26 年規則 34 号〕